小浜市中小企業振興資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内中小企業者の金融緩和と設備の近代化等の促進を図り、中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(中小企業者の定義)

- 第2条 中小企業者とは、次のものをいう。
 - 1 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次の2から4までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの。
 - 2 資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
 - 3 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。
 - 4 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

(融資の対象)

- 第3条 融資の対象は、事業の運転及び設備等に必要な資金であること。 (融資の要件)
- 第4条 融資をうける者は次の各号の要件を備えていなければならない。
 - 1. 市内で主たる事業を 6 ヵ月以上営んでいる者及び市長が必要と認めた者
 - 2. 償還能力を有している者
 - 3. 各種市税を完納している者

(融資の方法)

- 第5条 融資は、第14条に定める金融機関が行う。
 - 1. この場合金融機関は、融資資金の償還等に対するすべての責任を 負うものとする。
 - 2. 市から預託を受けた金融機関は、交換した覚書により自己資金を 協調した金額を融資する。

(融資の限度)

第6条 融資額は、1事業所1件とし1000万円以内とする。 (融資の条件)

第7条 貸付利率・償還期限・据置期間・償還方法は次のとおりとする。 貸付利率 1.利率の設定

> ・年2回、3月と9月にその時の市場金利を基準に 小浜市と金融機関が協議し、その半期の利率を 設定し、それぞれの金利変更基準日を4月1日 と10月1日とする。

ただし市場金利に急激な変化がおきた場合は、 その都度協議を行い貸付利率を見直すことがで きる。

2.利率の適用

- ・期間が1年を越える融資については、貸付利率は半期毎に上記に定める金利変更基準日以降最初に到来する約定返済日(または利息支払日)の翌日から適用する。
- ・期間が1年以内の融資については上記のとおり定める融資時の利率を固定金利とする。
- (2) 償還期限 運転資金 5年以内とする。 設備資金 据置期間を含み7年以内とする。
- (3) 据置期間 設備資金に限り、原則として融資を受けた日から1年 以内とする。
- (4) 償還方法 月賦均等償還とする。但し1年以内に償還する時は、 一括償還することができる。

(融資の申込み)

第8条 融資を受けようとする者は、別紙様式1 (運転) または様式2 (設備) の融資申込書を金融機関へ提出し申し込むものとする。

(融資の決定)

第9条 金融機関は前条の申込みに対し、市長と協議の上融資の可否を 決定する。

(融資金の借入れ)

第10条 融資の決定をうけた者は、金融機関で所定の手続きによって借 入れを行うものとする。 (報告書の提出)

第11条 金融機関は、貸付または償還状況について、別紙様式3 (運転)、様式4 (設備)により翌月10日までに市長に報告書を提出しなければならない。

(完了届の提出)

第12条 設備資金の融資をうけた者が事業所の改築、改装施設の設備又は機械器具等の改善を完了した時は、すみやかに別紙様式5による完了届を市長に提出し、完了検査を受けなければならない。

(融資資金の返還)

第13条 融資を受けた者が、この要綱に違反して資金を他に転用した時は、融資資金の全部又は一部を金融機関に返還しなければならない。

(金融機関)

第14条 金融機関は次に掲げるものとする。

(株) 福井銀行、小浜信用金庫、(株) 福邦銀行

(その他)

第15条 この要綱の定めるものの他、融資に関し必要な事項は、市が金融機関と協議して別に定める。

附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。